

## ↳ 継続雇用定着促進助成金

**Q** : 定年を延長したり、継続雇用制度を導入すると助成金がもらえるそうですが、どんな内容ですか?教えてください。

**A** : 次のような内容になっています。

### 【解説】

会社が、就業規則を見直し、定年を延長もしくは継続雇用制度を導入した場合において、次のいずれもの要件を満たすときは、国から助成金をもらうことができます。これを継続雇用定着促進助成金といいます。

- ① 雇用保険の適用事業主であること
- ② 労働協約又は就業規則により61歳以上の年齢まで定年延長等を実施又は希望者全員を65歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度を導入し、その日から起算して6ヶ月を経過する日までに支給申請をすること
- ③ ②の導入日から起算して1年を経過する日以前に、労働協約又は就業規則により60歳以上の定年を定めていること
- ④ 継続雇用制度を導入した日に1年以上継続して雇用されている55歳以上65歳未満の常用被保険者が1人以上いること。

受給できる額は、導入した制度の内容や企業規模(常用被保険者数)、制度の延長期間に応じて異なりますが、9人までの企業が定年を65歳とした場合には、1年45万円最大5年間支給を受けることができます。なお、1年以上雇用されていた常用被保険者を事業主の都合で離職させた場合、その他一定の場合には、2年目以降の支給は受けられません。

